

I 平成28年度埼玉県農業再生協議会事業計画

1 基本方針

平成26年度に経営所得安定対策及び水田フル活用と米政策の見直しが行われ、平成30年産からは行政による生産数量目標の配分に頼らずとも需要に応じた生産が行われるよう、主食用米偏重ではなく、農業者が自らの経営判断で需要のある作物を選択できる状況の実現が必要である。

そこで、本協議会では新たな経営所得安定対策等を推進するとともに、麦・大豆・飼料用米等の戦略作物を始め、本県にとって重要な作物の生産振興を図るものとする。

さらに、本対策の目的である農業経営の安定と食料自給率・自給力の向上を図るため、県担い手育成総合支援協議会、県耕作放棄地対策協議会と連携して、担い手育成の課題、農地の課題などについて、関係機関が一丸となって取り組む。

2 事業計画

(1) 経営所得安定対策等の普及推進

対策の普及広報資料の作成と地域農業再生協議会への配付等により、対策の内容について農業者に周知し、普及推進を図る。

また、地域農業再生協議会担当職員を対象に事務システム操作研修会を開催し、対策に係る事務の円滑な実施を支援する。

(2) 需要に応じた作物の生産の推進

市町村別の米の生産数量目標等の設定ルールについて、県に対して意見具申する。

主食用米から麦・大豆・飼料用米等の需要のある作物への転換を推進するため、資料の作成・配布や地域での説明会等を実施する。

(3) 水田フル活用ビジョンと産地交付金の検討

水田フル活用ビジョン及びこれに基づく産地交付金の内容について、県に対して意見具申する。

(4) その他

その他、経営所得安定対策等の円滑な実施に必要な活動を行う。

<関連事業>

1 県担い手育成総合支援協議会事業

(1) 協議会活動

担い手協議会の行動計画である担い手育成のアクションプログラムを策定するとともに、関係機関団体等の連携協調を密にし、担い手育成のための推進を図る。

(2) 経営改善・能力向上支援活動

効率的・安定的な農業経営を目指して経営改善に取り組もうとする農業者に対して、研修会の開催、各種支援策のPR等情報提供を行う。

(3) 法人化のための推進支援

農業法人の育成に取り組む指導者等を対象に関連諸制度に関する研修会等を開催するほか、関連情報の提供を行う。

(4) 収入減少影響緩和対策積立金の管理業務

制度の円滑な実施を図るため、収入減少緩和対策積立金についての適正な管理及び返納事務を行う。

2 県耕作放棄地対策協議会事業

(1) 耕作放棄地解消活動の推進

耕作放棄地の解消・活用を推進するために、必要な制度・施策について周知を行う。

(2) 地域協議会に対する指導・助言

地域協議会に対し、適正な事業実施のための相談活動と担当者会議を開催する。